

岩手県告示第 818 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 18 年 7 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 処分をした年月日 平成 18 年 7 月 21 日

2 処分を受けた者

(1) 商号又は名称 有限会社近藤建設

(2) 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字中村 26 番地 1

(3) 代表者の氏名 近藤勇幸

(4) 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 8534 号

3 処分の内容 営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部

(2) 期間 平成 18 年 7 月 31 日から同年 8 月 2 日までの 3 日間

4 処分の原因となった事実

2 に掲げる者の代表取締役が、平成 18 年 6 月 16 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反により、二戸簡易裁判所から罰金 80 万円の略式命令を受け、同年 7 月 1 日に同命令が確定しており、このことが、法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。